

目 次

令和7年12月9日（火曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	3 1
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	3 1
（総務建設常任委員会）	3 1
（教育民生常任委員会）	3 3
委員長報告に対する質疑	3 5
（総務建設常任委員会）	3 5
（教育民生常任委員会）	3 6
一般質問	3 6
11番（宮原隆昌君）	3 6
3番（森英樹君）	3 8
7番（鈴木美香君）	4 4
休憩（午前10時45分）	5 2
再開（午前10時55分）	5 3
9番（福本耕太君）	5 3
休憩（午前11時21分）	6 4
再開（午前11時37分）	6 4
9番（福本耕太君）	6 4
討論、採決（議案第1号～議案第15号）	7 0
議員の派遣	7 9
閉会中の継続調査申出	7 9
閉会（午後 0時05分）	8 0

令和7年12月9日（火曜日）午前9時30分開議

1、出席議員

1番（岡本真澄君）	2番（石井亨君）	3番（森英樹君）
4番（小川務君）	5番（井藤茂信君）	6番（大野一行君）
7番（鈴木美香君）	8番（福本達雄君）	9番（福本耕太君）
10番（川本貴也君）	11番（宮原隆昌君）	12番（濱野良一君）

2、欠席議員なし

3、欠員なし

地方自治法第121条による出席者

町長（岡野能之）	教育長（港育広）
副町長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総務課長（濱口浩司）	税務課長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建設課長（赤谷淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会計課長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）　書記（道下学）

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和7年12月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月9日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第2 一般質問
- 第3 議案第1号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第5号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第6号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第7号 土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第10 議案第8号 令和7年度土庄町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第9号 令和7年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第10号 令和7年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第11号 令和7年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第12号 令和7年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 第17 議案第15号 土庄町過疎地域持続的発展計画について（別冊）
- 第18 議員の派遣について
- 第19 閉会中の継続調査申出について

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について、各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算及び条例関係等の議案について、12月2日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、総務課の議案第8号の所管部分について、一般会計の職員給与費並びに各事業における会計年度任用職員期末勤勉手当については、人員配置の変更及び人事院勧告による給与のベースアップによるもので、職員給与費と会計年度任用職員期末勤勉手当等を計上するとの説明がありました。

選挙管理委員会費は、標準化にかかるシステム改修により増額、非常備消防費の職員給与費は、突発的な案件対応にかかる時間外手当、消防団施設維持管理費は、新たに管理することとなった北浦分団屯所の電気料等にかかるものであるとの説明がありました。

議案第9号から第11号は、人員配置の変更及び人事院勧告による給与のベースアップによる人件費の増額との説明がありました。

議案第 2 号は、令和 7 年人事院勧告により、職員の給与及び期末勤勉手当の支給率を改正するとの説明がありました。

次に、企画財政課より議案第 8 号の所管部分について、移住定住促進事業は、活動予定や実態に合わせて予算を組み替え、豊島地区シャトルバス運行事業は、燃料費や車両修繕費を増額し、財源として豊島町営バス使用料を充当するとの説明がありました。

域学連携交流事業は、活動予定や実態に合わせて予算を組み替え、豊島交流センター維持管理費は、瀬戸内国際芸術祭の影響による施設の維持管理経費等を計上しているとの説明がありました。

歳入では、当初予算に計上した歳入の財源更正を含め、今回の補正による一般財源所要額は 9107 万 8 千円であり、同額を普通交付税及び前年度繰越金により調整しているとの説明がありました。

また、議案第 15 号について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 カ年を計画期間とする新たな過疎地域持続的発展計画に更新を行うと説明がありました。

委員からは、「この計画により、どのような財政措置があるのか」という質問があり、執行部から、主には計画に基づく事業に対して過疎対策事業債の活用が可能となり、元利償還金に対し、普通交付税が 7 割措置されると回答がありました。

次に、税務課より議案第 8 号の所管部分について、賦課徴収事務費は、自治体標準化システム移行に伴うシステム使用料の不足額を計上するもの、滞納整理推進事業は、標準化のシステム移行がずれ込んだため、システム使用料が減額となるとの説明がありました。

議案第 1 号は、公図の閲覧および管理を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するもの、議案第 3 号は、法律の名称変更に伴うもの及び税務に関する証明手数料を改めるため、本条例の一部を改正することです。

次に、建設課より議案第 8 号の所管部分について、道路橋りょう費は、町道 2 路線及び沖之島渡船の修繕費等を計上しており、都市計画費は、大谷ポンプ場管路布設工事に伴う周辺建物の工損事後調査に要する委託費用を工事請負費から組み替えするとの説明がありました。

議案第 13 号は、(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事（基礎工）（第 16 工区）の工事請負契約を締結する。議案第 14 号は、(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事（鋼矢板工）（第 12 工区）の工事請負契約を変更するとの説明がありました。

次に、農林水産課より議案第 8 号の所管部分について、農業振興事業は、新たに香川県の認定を受け養蜂を行う者に多様な農業人材支援事業補助金を活用

し支援するもの、単県土地改良事業は、委託料の確定に伴い、委託料の残額を工事請負費に組み替えすることです。

単県漁港改良事業は、工事費の精算に伴い減額するもので、唐櫃漁港海岸整備事業は漁協の要望により一部構造を変更することに伴い、安定計算の委託料を増額することです。

農地災害復旧事業は、台風 15 号の接近に伴う大雨により被災した農地を復旧するための査定設計委託料と工事費を計上することです。

委員から、多様な農業人材支援事業について「香川県の認定とはどのような認定か」「養蜂の種類のほか、巣箱は自由に置いて良いのか」という質問があり、執行部から、兼業農家として 5 年以上農業を継続する意思があるなど、要件に該当する方を対象に香川県が認定し支援を行うもので、今回の申請者は二ホンミツバチを使って養蜂すると聞いている。また、巣箱の設置には県に届け出が必要であるとの回答がありました。

災害復旧事業については「農地災害復旧は個人の農地か」との質問があり、農地は個人の農地であり、災害復旧事業が唯一個人の農地の復旧に対する補助事業であるとの回答がありました。

商工観光課より議案第 8 号の所管部分について、販路開拓支援事業は、活用する事業所の増により補助金を増額するもの、エンジェルロード公園運営事業は、駐車場にかかる電気料の増額、日本遺産推進事業は、小瀬の重岩の頂上付近へ向かう道の修繕費の増額との説明がありました。

委員から、エンジェルロード公園駐車場の年間歳入見込みに関する質問があり、執行部から、現状のまま推移すると 2000 万円を超える収入になると思っているとの回答がありました。

以上、当委員会に付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本達雄君。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計・特別会計補正予算及び条例関係等の議案について、12月 2 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より、議案第 4 号から議案第 8 号の所管部分について説明がありました。

まず、議案第 8 号の所管部分について、私立認定こども園の運営負担金や、公立認定こども園、小中学校、中央学校給食センターの光熱水費や施設等修繕費のほか、給食材料費の不足見込額を計上するとの説明がありました。

また、大鐸こども園建設事業については、園庭整備と旧園舎の解体工事において、敷地外周のフェンスや遊具の一部が再利用できない状態のため、新たに調達する費用、工期の延長に伴う共通費などを計上するとの説明がありました。

議案第 4 号について、児童福祉法等において虐待の防止に関する事項が一部改正されたことに伴い条例を一部改正する、議案第 5 号及び議案第 6 号についても同様に、国の法令改正に伴い改正すると説明がありました。

また、議案第 7 号は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものと説明がありました。

委員からは、議案第 7 号の対象年齢について質問があり、執行部からは、6カ月から 3 歳未満であると回答がありました。

また、「利用されている方に意見を聞くような場を設けるのか」との質問があり、利用者にとってよりよい方法を執行部で検討するとの回答がありました。

次に、生涯学習課より、議案第 8 号の所管部分について、公民館維持管理費は、実績見込みにより不足する電気料、及び大部公民館の浄化槽ブローアンプの故障による更新を行うための費用を計上するとの説明がありました。

また、体育施設維持管理費では、総合会館トレーニングルームにあるトレーニング機器が故障したため、更新を行うとの説明がありました。

次に、健康福祉課より、議案第 8 号の所管部分について、議案第 9 号から議案第 12 号について説明がありました。

まず、議案第 8 号のうち、社会福祉事務費ほか 8 事業で、自治体標準システムへの移行に伴う電算システム使用料を増額しているとの説明がありました。

避難行動要支援者台帳登録事業、要保護児童等対策支援事務費は、自治体システムの標準化に伴うシステム改修費、障害者自立支援給付事業及び障害児通所支援事業は、利用者の増による不足分を計上しており、財源として国費及び県費を充当するとの説明がありました。

児童手当支給事業は、第 3 子の数が増えたこと、児童手当及び制度改革に伴うシステム改修費等の返還によるもので、財源として国費及び県費を充当するとの説明がありました。

がん検診事業は、がん患者に対する医療用ウィッグなどの補整具の購入費用の一部を助成する事業で申請者増による不足分を計上しており、財源として県費を充当するとの説明がありました。

次に、議案第 9 号について、一般管理事業は、印刷製本費を増額するもので、財源として国費を充当、賦課徴収事業は、自治体標準システムへの移行に伴う

システム使用料を計上するとの説明がありました。

次に、議案第 10 号について、一般管理事業は、会計年度任用職員の時間外勤務手当及び人事院勧告による増額で、財源として一般会計繰入金を充当するとの説明がありました。

次に、議案第 11 号について、人事院勧告によるもので、財源として居宅介護サービス費収入及び繰入金（後ほど訂正あり）を充当するとの説明がありました。

次に、議案第 12 号について、自治体標準システムへの移行に伴うシステム使用料を計上し、財源として一般会計繰入金を充当するとの説明がありました。

次に、住民環境課より議案第 8 号の所管部分について、戸籍住民基本台帳事務費、国民年金事務費は、自治体標準システムへの移行に伴う電算システム使用料の費用で、個人番号カード交付事業、隣保館運営事業は、ともに会計年度任用職員の通勤費です。

斎場維持管理費は、火葬炉の扉不具合の修繕費と光熱費、改良住宅維持管理費は、小海住宅内の道路が暗いため、新たに街灯を設置する工事費との説明がありました。

委員から、会計年度任用職員の通勤手当について「高松からの通勤は継続されるか」と質問があり、1名は今年度中に退職予定で、もう1名は体調面の事情があり現在高松から通勤しているとの回答がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

一部訂正させていただきます。議案第 11 号についての説明で「財源として居宅介護サービス費収入及び繰入金」と申しましたが、正しくは「繰越金」です。どうも失礼いたしました。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

11番 宮原隆昌君。

○11番（宮原隆昌君）

おはようございます。11番宮原です。

小豆島中央病院の安定経営について質問いたします。

まず、小豆島中央病院企業団の経営状況については、以前に、先輩議員が令和4年、令和7年と一般質問されて、詳しく述べられておりますが、現状を踏まえ、再度お聞きしたいと思います。

小豆島中央病院は、コロナ禍においては空床保証を含むコロナ補助金等で一時期、黒字となっていましたが、コロナ後の令和6年度からは赤字経営となっています。今後も少子高齢化・人口減少・医師・看護師確保の難しさ・患者数の減少・人件費や物価・光熱費等の上昇という複合的な課題により、さらに経営が非常に厳しい状況になることが予想されます。

全国的に、自治体が設置する公立病院の多くが赤字状態で、2024年度では赤字の割合が86%という報告もあります。

そのような中で、年々増加している土庄町一般会計予算から小豆島中央病院への負担金等は、令和4年度 約2億7300万円、令和5年度 約2億7400万円、令和6年度 約3億400万円となっており、今後も最大限注意すべきであると考えます。

小豆島中央病院の赤字解消・経営改善を図るために、小豆島中央病院の努力は当然でありますし、島の実情に応じた対策が必要であると考えます。

小豆島中央病院が地域の命綱として、安定的な経営を持続するために、土庄町としての対策、そして町民として何ができるのか、しなければならないのか質問いたします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

小豆島中央病院は、小豆医療圏域唯一の二次救急医療機能を持つ地域の中核病院であり、その役割は、たいへん重要かつ不可欠なものであると深く認識しております。

しかしながら、宮原議員がおっしゃるとおり、人口減少や慢性的な医療職の不足、さらには近年の物価高による医療材料費の高騰等により、厳しい経営状況が続いております。

小豆島中央病院は、地方公営企業であることから独立採算制が原則でありますが、一方で、公立病院として小豆島中央病院が担っている、救急医療や小児医療・周産期医療などの不採算医療のほか、人材確保のために必要となる余分な経費などについては、公による支援が必要で、こうした経費については、地方公営企業法の繰出基準等に基づき、土庄町と小豆島町の2町で負担金や補助金により経営支援しているところであります。

土庄町といたしましては、必要な支援については、今後も継続していくことはもちろんでございますが、地方公営企業として求められる経営努力については、病院に対し、しっかりと求めていかなければならないと考えております。

小豆島中央病院におきましても、「経営強化プラン」を策定し、今年度は、看護師数に見合った大規模な病棟再編を行い、少しでも多くの入院患者を受け入れるよう編成替えを行うとともに、放射線科の常勤医師の確保により、新たに診療報酬上の画像診断管理加算を取得したほか、年内には、3階病棟を、より高い入院料の算定が可能な地域包括医療病棟とする予定で準備するなど、経営安定化に向けた積極的な取り組みを行っております。

病院と行政が連携して小豆島中央病院の諸課題を検討していくため、両町の町長及び病院管理者とで組織された「開設者協議会」や、両町の副町長以下、

関係課長と、病院の管理部門や看護部門の職員などが参加する「構成町連絡調整会議」において、情報共有や協議を行っているところであります、これに加え、新たに、持続可能な病院経営について、中期的な視点から協議していくための懇談会も設置することとしております。

こうした場を通じて、情報共有を密にするとともに、両町と小豆島中央病院の連携を強化し、小豆医療圏域における医療提供体制の維持・確保に取り組んでまいりたいと考えておりますが、そのためには、住民の皆さまのご理解、ご協力も不可欠であります。

住民の皆さまにおかれましては、上手に病院を利用していただくということが、安定的な医療提供体制を維持し、ひいては病院経営の安定化にもつながってまいります。具体的には、入院や救急が必要な二次救急医療において、積極的に小豆島中央病院を利用していくことや、緊急性のない診療時間外の受診を控える、あるいは急病やケガで受診を迷ったときには、相談先として香川県救急電話相談などを活用するといったことでございます。

特に、緊急性のない診療時間外の受診は、医師、看護師などの負担を増やし、緊急性が高い方への対応に支障をきたす可能性があります。町といたしましても、ホームページ等で注意を促しているほか、昨年度は、小豆島中央病院をはじめ、香川県、香川労働局、両町が共同で、適正受診に関する街頭啓発活動を行い、チラシを配布いたしました。今後も関係機関と連携・協力しながら、積極的に機会をとらえて周知啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○11番（宮原隆昌君）

はい。健康福祉課長から詳しく答弁していただきました。

小豆島中央病院は、小豆島島民の生活と健康を守るための公共インフラであり、その維持、強化は持続可能な町を目指す土庄町にとっては不可欠です。

今後とも小豆島中央病院が、かかりつけ医との連携や救急医療の提供、災害・感染症対策の拠点として存続し、土庄町民が住み慣れた地域で必要な医療を受けられる体制が維持されていかなければならぬと思います。

最後に私自身も小豆島中央病院企業団議会の議員として、経営安定に向けて尽力してまいりたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

3番 森英樹君。

○3番（森英樹君）

はい。3番、森です。

本日は、介護保険制度における今後の取り組みについてご質問いたします。

介護保険制度は2000年に始まりまして、間もなく25年になります。制度自体は浸透してきましたが、実際にサービスを利用する段階になると、よくわからない、仕組みが難しいという声はまだ多くあります。高齢化が進む中で、制度の理解促進や相談体制の充実はますます重要になると考えております。

さまざまな課題がありますが、今回は介護保険制度の周知、保険料、介護と地域づくり、人材確保についてのこの4点、町の考え方、取り組みを質問したいと思います。

まず1点目でございますけども、介護保険制度の入口である周知や相談体制についてお伺いします。

全国民が40歳から加入し、65歳で介護サービスを受けることができる、第1号被保険者となります。この節目の65歳になった方に対して、町としてどのような制度説明や周知、相談体制を行っているのか、現在の取り組み状況をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員のご質問にお答えいたします。

介護保険制度の周知につきましては、森議員のおっしゃるとおり、65歳に到達しますと第1号被保険者となり、介護保険被保険者証が交付されます。ただし、65歳に到達した方全員が、直ちに介護保険サービスを利用する訳ではありませんので、この時点では、詳細な周知は行っておりません。

実際に介護に関して具体的なお困り事ができたときや、介護保険サービスを受ける必要が生じた際には、健康福祉課で相談や申請を受け付けております。

当課においては、申請から、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士等専門職による相談までが1つの窓口でできる、いわゆる「ワンストップ体制」を構築しておりますので、状況をお伺いしながら、制度やサービスの詳細な説明をさせていただいております。また、ご希望があれば、地域のサロン等に担当職員が出向くことも可能です。

今後も、制度を正しくご理解いただき、必要なときに必要なサービスが適切に受けられるという安心感につながるよう、丁寧な説明や周知に努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3番（森英樹君）

はい。ありがとうございます。

介護が必要になったときに、その対応体制がきっちりできているということを理解いたしました。

次に 2 番目でございますけども、町民の関心が特に高いと思われる保険料についてお伺いいたします。

まず、土庄町の介護保険料の過去 10 年間の推移、そして、県内他市町と比べて、土庄町は高いのか低いのか、お伺いいたします。はい。以上、お願ひします。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員の 2 つ目のご質問にお答えいたします。

介護保険料は、市町村単位でどの程度のサービスが必要かによって、額が決まります。したがいまして、第 1 号被保険者の介護保険料の額も市町村ごとに異なっており、また、3 年ごとに見直しを行うこととされております。

保険料の額は所得段階により異なりますが、月額基準額により本町の過去 10 年間の推移を申し上げますと、平成 27 年 3 月に策定した「第 6 期介護保険事業計画」における月額基準額が 5300 円、令和 6 年 3 月に策定した現行の「第 9 期介護保険事業計画」における月額基準額が 6350 円でありますので、約 10 年間で、1050 円の増額となっております。

県内他市町との比較においては、第 9 期計画期間の香川県の平均が、6219 円でありますので、本町は県平均より 131 円ほど高いといった状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

はい。県内の比較ということで 6350 円、わが町で、県内比較よりも若干高いというような認識でありますね。

はい。ありがとうございます。

次に、その介護予防についてお伺いいたします。

その前にですね、すみません。保険料、若干 10 年間で 1050 円増となっておりますけれども、今後の見通しというのがあれば、教えていただけますか。

この間もテレビでも、ちょうど 3 年の見直しや、期間がきているということも聞いておりますので、予測できるのであれば教えてください。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

今後の介護保険料の見込みでございますけれども、本町の将来推計人口を踏まえますと、今後、65歳以上の第1号被保険者は減少していきますが、一方で介護保険サービスを必要とする85歳以上の人口が増加していくため、2040年頃までは介護保険料は増加傾向が続く見込みでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3番（森英樹君）

はい。今の答弁で大体わかるんですけれども、人口は減っていく中で、介護が必要になる85歳が増えるのが要因で、増えていくんだろうという話と理解いたしました。

次にですね、介護予防と地域づくりについてお伺いいたします。

介護給付が増えるとそれに伴って保険料が上がっていくことだろうと思いますけれども、その保険料が、上がり続けないようにするために、また、介護保険制度を維持するためにということも踏まえまして、できるだけ健康で介護状態にならないようにする介護予防という観点が非常に重要だと思っております。

町内では地域のサロン、また、老人会などの各種団体の活動も介護予防に役立つのではないかと思っております。

よく見かけますグラウンドゴルフの練習をしたりですね、サロンでの健康教室等々も踏まえましてフレイル予防も合わせまして、介護予防に役立つのではないかと思っております。

一方、地域づくりという側面も持ち合わせているのではないかと思っております。

町としてそういう活動を積極的に推し進めるべきだと思っております。

そこで、土庄町の介護予防や地域づくりについての考え方、まず現状の介護予防の取り組み、またその効果をどのようにご判断されているか。

また、介護予防に関して、今から答弁いただきますけれども今後新たな取り組みなんかがあれば教えてください。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

本町といたしましても介護予防、地域づくりの重要性を深く認識しており、町を挙げて取り組んでいるところでございます。特に本町では、今後、介護保険サービスが必要となる85歳以上の高齢者人口、そして、高齢者のみの世帯が

増加していく見込みであり、健康寿命の延伸により、要支援または要介護状態の発生をできる限り遅らせるといった取り組み、また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制、いわゆる「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取り組みが重要であると考えております。

そのために現在、町が取り組んでいることとして、まず、地域で介護予防の活動を行う老人会やサロンなどに講師の派遣や物品を貸し出す事業を実施しています。地域の老人会やサロンは、先ほど森議員もおっしゃられたとおり、介護予防などに大きな役割を果たす大切な地域資源でございます。住民自らの意思による健康づくりや介護予防を支援することで、健康で生き生きとした生活を送ることができる地域づくりに取り組んでおります。

また、今年度は、見守り訪問やごみ出し支援など、高齢者が介護予防に資するボランティア活動を行った際に、活動の参加実績に応じてポイントを付与し、そのポイントを交付金に変換することができる「介護予防支援ボランティア制度」を創設いたしました。この事業は、高齢者がボランティア活動等を通じて社会参加及び地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進や介護予防の推進を目指す取り組みです。

事業開始にあたっては、各地区で説明会を開催し、現時点のボランティア登録者数は30名強となっております。サービスを必要とする方とボランティアとのマッチングも順調に進んでおり、一定の効果が得られているのではないかと考えております。

同じく、今年度から厚生労働省が募集する「地域づくり加速化事業」にも参加しております。「地域づくり加速化事業」とは、介護予防やその受け皿となる地域での多様なサービスの確保に課題を感じている市町村に対し、市町村が目指す姿に向かって取り組みを進めることができるよう有識者、県、厚生支局等の支援チームが市町村に伴走的支援を実施する事業です。

現在は、支援チームから地域づくりに関するさまざまなご助言をいただくとともに、事業の一環として、住民、介護保険事業者等との意見交換を重ねており、介護状態にならないための自立支援の重要性や地域づくりの必要性について共通理解や課題の共有が図られていると感じております。

また、令和9年度から11年度の3年間を計画期間とする「第10期介護保険事業計画」の策定に向け、今年度中に65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者及び要支援者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施する予定しております。

この調査や、先ほど申し上げた「地域づくり加速化事業」の結果等を踏まえ、本町の地域特性に合った取り組みを検討し、「第10期介護保険事業計画」に盛

り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3番（森英樹君）

はい。ありがとうございます。

具体的に、これから介護予防支援ボランティアとか、介護づくり加速化事業ですかね。順調に進めていただきたいと思います。

4番目の介護サービスを支える人材についてお伺いいたします。

できるだけ介護寿命を延ばして、介護が必要でない期間を長くできればいいのですが、やはり介護が必要な方が増えてきます。その介護をする側ですね、安心してサービスを受けてもらわなければなりませんが、全国的に介護職、介護人材の不足は深刻化しているということをよく聞きますけども、特に離島であるわが町では採用は難しいんではないかということも考えております。

そこで町では、介護人材の確保についてどのような取り組みや支援をしているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員の4つ目のご質問にお答えいたします。

全国的に介護人材が不足している状況が続いていること、特に離島である本町においては、介護人材の確保が一段と厳しくなることが予想されますので、不断なく人材確保に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

本町では、「介護職員養成事業」といたしまして、平成26年度から介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の受講に要する費用の助成、平成29年度からは小豆島町との共催という形で、島内での介護職員初任者研修を開催しております。

また、介護職員等の待遇を安定させるために国が実施する介護職員等待遇改善加算などの周知徹底に努めるとともに、町村会等を通じて、介護人材確保に関する施策の充実について、国、県等に対して要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3番（森英樹君）

はい、わかりました。それなりにですね、養成事業とか初任者研修、また県への要望等、動くべきところを動いて人材確保に努めていっていただきたいと思います。

以上で 4 点、介護保険についてお伺いしました。

介護は、住民の暮らしに密着した制度であります。少しでも負担を軽くする工夫、そして必要な介護のサービスを確実に届けると、サービスの提供の維持ですね、この 2 つを両立させるということが、高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくりにつながると感じております。

先ほどいろいろご答弁いただきましたけども、町が示された方向性をぜひ、実効性のある形で進めていただきたいと思います。

はい。これで私の一般質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

7 番 鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

おはようございます。

7 番、立憲民主党 鈴木美香です。

本日は、4 つ質問をいたします。

では早速、1 つ目、審議委員会の構成についてお伺いします。

以前、土庄町の審議会の委員構成について質問し、すべての審議会委員の年齢、性別に偏りがあるため、女性をもっと増やすように要望しました。任期があるので、すぐの変更は難しいと思いますが、現在の男女比率、年齢構成はどうになっているかをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

本町が設置している審議会は 9 つあります。そのうち、今年度、委員の任命実績のある 6 つの審議会の委員は、合計で 58 名でございます。そのうち、女性は 6 名で、女性の割合は 10.3% でございます。また、年齢構成は、各委員の年齢について、任命時に、年齢や生年月日を求めておらず、正確に把握しておりませんが、概ね 70 歳以上の方が 59% であります。

なお、令和 5 年 9 月の定例議会の一般質問でもお答えしましたとおり、審議会は、各種団体や各地区の代表者の方に委員に就任いただくケースが多いため、結果として、年齢構成が高くなる傾向がございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

前回も言いましたけど、もう地区の代表者ということで、否応がなく、現役

世代はなかなかそういう役職は実際的に難しいので、難しいと思うのですが、今回、女性首相が誕生しました。この機に、やはり女性の意見をどんどん取り入れるように、女性を努力していただくっていうのは何回もおっしゃっていた大いですが、より努力をお願いするしかないと思います。やはり土庄町は女性の人数がよっぽど多いので、そういう面も加えて、自治会でも自治会自体がまだまだ女性の自治会長いませんので、そのあたりからも、もちろん自治会の努力はいりますけど、働きかけていただきたいかなと思います。1つ目の質問は以上です。

では、2つ目、燃えるごみについて、1つ目、燃えるごみの中で食料品の廃棄が多い結果が出ました。フードドライブを。食料品を廃棄するのはすごくもったいないと思いますので、フードドライブを通年実施できないかをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

フードドライブは、生活困窮者を救うために、アメリカで始まったとされています。家庭で余っている未利用食品を、実施拠点に設置したボックス等で回収し、回収後は食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことで、環境省のガイドブックによると、集める食品に食品衛生上の問題が生じないよう、常温保存ができるもの、未開封のもの、賞味期限に概ね1ヶ月以上の余裕があるもの、商品説明が日本語表記のもの、といった点に留意する必要があり、生鮮食品や温度管理が必要な要冷蔵、要冷凍食品は、フードドライブに不向きな食品とされております。

土庄町では、令和4年度から毎年1回、役場、戸形、大鐸、大部、北浦、四海、各地区公民館の計6カ所に回収箱を設置して、フードドライブ事業を実施してきました。皆さまのご厚意により、毎年6カ所合計で10キロ程度の食品を回収でき、放課後子ども教室や社会福祉協議会、子ども食堂などの団体に届けることができました。

フードドライブ事業は、品質等に問題がない未利用食品を廃棄ではなく、利用に回すことができ、食品ロスへの関心の高まりも期待できることから、大変有意義だと考えております。

通年での実施につきましては、現状の方法で無理なく実施していくことや、夏場はどうしても気温の高さによる品質や賞味期限の問題があることなどを考慮しますと、難しいところですが、毎年1回の実施していたところ、春と秋の

年2回の実施を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

努力をしていただいて大変ありがたいと思います。今後は1回2回、少ない職員の中でお手数をかけるのも重々承知していますけど、1回2回、継続してとか、岡山のちょっと失念しましたが、どちらかはもう冷蔵庫ですとかそもそも設えていて役場の中に置いて、入れる人もどなたでも入れて、持って帰る人もどなたも持つていかれるっていう仕組みをどうもやってるらしいんですけど、そこまでと言いませんが、限りなくそのように近づくようにやっていただいたらありがたいなと思います。

では2つ目、ごみの量を減らすために、福岡県柳川市、徳島市、愛知県小牧市などで実際されているのが、可燃ごみの袋の表記を「可燃ごみ」から「燃やすしかないごみ」の表記に変更したことです。

徳島市では、これで昨年比、燃えるごみの総量が4%減量したという報告があります。袋の表記を、印刷を変えるだけなんですけど、それでも意識付けになりますので、こういうことできないかと、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

2つ目の質問にお答えします。

鈴木議員のご指摘のとおり、他市町の事例では、燃えるごみとして何気なく出されている中に、紙やトレー等、再利用可能な資源があるため、分別の意識を高めるとともに、ごみの減量化を目的として「燃やすしかない」との表記に変更した自治体例を確認しております。

土庄町としても、ごみの減量化に向けて検討を進めているところでありますので、指定ごみ袋の在庫状況や分別、再資源化のあり方なども考慮しながら、前向きに検討することとし、今後の地区衛生協議会で議題に上げていきたいと考えています。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

大変前向きなご返答ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

では、3つ目の質問です。排外主義、差別を許さないために、先の参議院選挙時、排外主義、外国人への差別的な間違った情報が拡散され、それが結果に影響したと報道されました。近頃では、若者だけではなく、高齢者など幅広い層

の人がネット情報のみで判断していることもあるようです。価値観が多様化し、情報過多の昨今は、何が真実なのかわからない、本当に難しい時代になりました。わかりやすさやセンセーショナルな文言は印象に残り、審議の定かではない情報をうのみにする危険性が大きくなっています。

一方、島でも石材関係、先ほども話題になりましたが、特に介護等で相当数の外国人が働いてくださっています。すでに彼らがいないと、社会は回らなくなっている現実があります。働き手がいなくて困っている現状で、彼らはありがたい存在です。外国人と共生し、安心して生活できるように、土庄町としても、差別を許さない強い姿勢を示さなければならぬと思いますが、何か対処してますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

小豆島で外国人支援などを行っている一般社団法人 LINGO によりますと、現在、島内には約 400 名の外国人の方が住んでおり、多くは東南アジアから来た技能実習生で、オリーブ、醤油、佃煮、石材といった地場産業や、介護現場を支えていると聞いております。彼らは一生懸命日本語を勉強し、職場や地域の一員として頑張ってくれています。

土庄町では、平成 7 年 6 月に「土庄町差別をなくし人権を擁護する条例」を制定し、部落差別、心身障害者差別及び女性差別、その他あらゆる差別を許さないとの強い姿勢で、人権擁護に努めてまいりました。

また、平成 28 年 6 月には、いわゆるヘイトスピーチ解消法が成立し、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みも推進してきました。

毎年開催している土庄町人権フェスタでは、差別がいかに人々や社会を不幸にしてしまうかを、講演や「こころのつどい」での発表を通じて考えるとともに、人権に関する正しい知識の学習と啓発の場として、町を挙げて取り組んでおります。

町内では、これまで、いわゆる外国人を対象とした、ヘイト差別の報告は確認されておりませんが、差別のない多文化共生の地域づくりを進めていくために、今後もさまざまな周知啓発活動を行ってまいります。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

そもそも差別、排外主義というのは、自らが属すると信ずる集団に、ほかの集団や民族などを対立させ、後者を攻撃的に排斥しようとする立場主義の総称

です。排外主義の攻撃の矛先は、やがてすべての人々に向けられるというのが、歴史の教訓です。残念ですが、現在、中国とかなり緊張が高まっています。それにつれて、私の身近でもかの国への悪い印象を話す人が増えていると、肌身感覚で感じてしまいます。

小豆島にも少なからず観光に来てくださっているので、この風潮がこれ以上広がらないようにと願っています。土庄町としても先ほどおっしゃってくださいましたけども、繰り返し、繰り返し排外主義、差別は絶対駄目だと、発信してほしいというのが、私のお願いです。よろしくお願ひします。

では、4つ目の最後の質問に移ります。

1番目と2つ目をちょっとまとめて聞きますので、町長が、特にこの4年間、ご自分で何を力入れて居たのかなというのをご自分の言葉で発信していただいたらありがたいかなと思います。

町長は、約この4年間、町行政で何を重視してきたのか。そして2期目を目指すと9月議会に発表されました。次は何に注力するお考えかをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木委員の質問にお答えいたします。

9月議会でもこの質問に対して答弁させていただきました。私は、この4年間、人口減少や担い手不足、経済停滞、さらには、生活基盤の維持・整備など、数多くの課題に対応していくため、人口減少を少しでも食いとめながら、同時に、人口減少化にあっても、住民の生活や福祉を守り、豊かで住みやすい地域を持続可能的に、将来にわたって維持していくことを最優先として、取り組んでまいりました。

具体的には、子どもたちが未来に希望を持ち、郷土愛を育みながら成長できる環境を整備すること、高齢者や障害のある方が安心して安全に暮らせる地域を構築すること、そして、その基盤を支える現役世代が、地域社会で活躍できる場をつくること、こうした取り組みを町民の皆さんと共に考え、活力ある土庄町を共に創ることを目指して町政運営を行ってきました。

鈴木議員におかれましては、私の姿勢について、すずきみか議員だより「うみうし通信」に「町長の方向性は、土木や観光に力点があったように思います。旧土庄高校グラウンドやこどもさくら公園の嵩上げなどは必要性に疑問が残る。教育や環境、女性政策にはあまり熱心ではなかったと感じます。本来自治体の仕事は福祉が基本。さて、町民にどう見えたでしょうか」と書かれていらっしゃいます。

私自身、虚心に振り返ってみると、私が行ってきた土木事業は、最大なものとしては、沖之島架橋がございますが、次に大きなものとしては、大鐸こども園の建て替え、大谷ポンプ場整備の工事、御影浄苑の基幹改良、土庄第二体育館のトイレ整備などであり、どれも必要なハード整備が数多くある中で、今やつておく必要があると判断して実施してきたものです。

旧土庄高校グラウンドやこどもさくら公園の嵩上げについて、鈴木議員のご賛同がいただけていないことは承知しております。そこで、これまで何度も何度か申し上げてまいりましたが、土庄町での公共施設整備を進めていく際の基本的な考え方をお伝えしますと、災害復旧などの緊急性があるか、地域からの要望があるか、多くの人たちが利用できるような多目的に使用できる施設であるか、防災減災につながるかなど複合的な施設であるか、そして、国、県からの補助を活用し土庄町の負担を軽減できるかということを踏まえた上で協議に入ります。

そのようなことから、中間処理施設の用地造成工事等に伴う残土を利用して、国の交付金を活用することにより、町の負担を軽減しながら、防災上利活用することのできる用地を確保していくことは、万一の場合に備え、町にとって必要なことであると考えております。

また、観光振興や産業振興を図る目的は、住民福祉を向上させるためにこそであることも申し上げておきたいと思います。福祉とは、富の再分配でありますから、原資となる富を生み出していかないと、どんな福祉施策であっても、分配し続けていくことはできません。先ほど申し上げましたとおり、住民の生活や福祉を守り、豊かで住みやすい地域を持続可能的に、将来にわたって維持していくためにも、小豆島の特徴や強みを生かした観光振興、産業振興が欠かせないと私は思っておりますので、ご理解いただければ幸いです。

次に、今後というところでお答えいたします。

私は、町民の皆さんからご信任をいただけるのであれば、2期目も土庄町が抱える課題の解決と豊かで住みやすい持続可能な町を目指して、粉骨碎身、全身全霊を持って取り組んでいきたいと決意しています。

この4年間にさまざまな事柄に取り組んでまいりましたが、まだまだ課題は山積しています。各事業についても、まだ成果を得るに至っていないものや、計画中の事業も多くあります。こうした事業を引き続き計画的に進めていくとともに、積み残した課題に対しても、積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、地域防災力の強化、移住・定住及び子育て支援の充実、ふるさと納税の推進、カーボンニュートラルの推進、スマホ役場の機能拡充等による住民サービスの向上、町中心部及び北部地域の活性化、豊島の地域課題の解消

などのほか、小豆島町との協働による中間処理施設の建設、島の自然や文化を題材に、教科の枠を超えた、実社会の課題解決に応用する力を育む教育手法である STEAM 教育の推進、サステナブルな観光の推進、短時間就労等を含む新たな雇用と担い手の確保など、まだまだ枚挙にいとまがないところですが、これまで種を蒔いてきた事業を成果に結びつけていくとともに、5 年後 10 年後を見越した町政運営を心がけてまいりたいと考えています。

私は 54 歳であります。町政運営においては、将来世代の負担を考えながら、将来世代が夢や希望を持てる土庄町をつくっていくことが、私の世代の責務であるとも思っております。

もとより、これらは町行政だけではできるものではありません。国や県との関係構築や、民間事業者との連携、地域おこし協力隊の活動や、域学連携による大学や学生の提案、そして何よりも、地域住民の方々のお力など、あらゆる知恵や力を結集して、難題に立ち向かっていかなければなりません。私一人の力は極々小さく、大言壯語するつもりはありません。私としましては、プロセスを丁寧に積み重ねていきながら、共に考え、共に創るの精神で、着実に、かつ力強く、未来ある土庄町を構築してまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

私の「うみうし通信」を取り上げてくれてありがとうございます。

先ほどの大型の土木の話ですけども沖之島の橋とかは、前町長からのもので、そういう大きなというか、ポンプ場とかそういうのに私はちょっと疑問を持つてるというんじゃなくて、やっぱり土庄高校の嵩上げとさくら公園っていうのは、私独断の意見ではなくて、いまだにやはり町民の方に、「あれは何だ」と聞かれるので、その説明した暁にでも、それが避難場所になると思わないと、という意見をどうしてもいただくので、あえてまたこれはちょっとずっと疑問が残り、将来世代にとって、これがどう生かされていくのかなっていうので、ここは町長と、もうずっと半年ぐらいやりとりして、どうしても折り合わないところなので、そこをここで取り上げてもいたし方がないのですが、町長がこの 4 年間ご努力されてるのは本当に私もそう思ってますので、ただ、私の私見では、「うみうし」に書いているとおり、ざっくり見ると、土木とか観光に注力をしてるよう見えて仕方ないです。

では 3 つ目、中期財政計画では、今後財政がかなり厳しくなると予測されています。10 兆円まで、令和 12 年でしたかしら、10 兆円まで、ごめんなさい、10 億まで下がるように見込まれています。

そこで、外部から要望のある大きな予算が、今後大きな予算が必要な旧土庄

庁舎の解体、建物建設については、町長は、現時点ではどう考えているかをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

旧庁舎跡地の利活用につきましては、昨年度「土庄町中心部のアイランドタウン創生プラン基本構想」を策定し、観光客と地元住民の両方が利用できるような産業・観光・交流のための施設整備を図っていくこととし、広報誌等でもお知らせしたとおりでございます。

今年度は、国の先導的官民連携支援事業の採択を受け、施設の具体的な機能、規模、事業手法等について調査、検討しているところです。

そのうち、事業手法の検討においては、今年度の事業名が示すとおり、官民が連携することにより、施設整備のみならず、施設の運営、管理等を含め、トータル的に従前の公設民営や指定管理に比べ、確実にコストの削減が図れるよう、その手法や方策について、島内外の民間事業者へのヒアリング調査を実施するなどしながら、検討を加えているところです。

なお、施設の機能や規模につきましては、旧庁舎跡地の敷地面積に見合ったものにする必要があると考えており、真に必要な機能や、規模を精査しながら、建設費の削減にも努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

先ほどの話を聞きますと、やっぱりかなり大きな規模の事業が想定されてるのかなと思うんですけど。この事業が、進捗していくとともに官民連携とおっしゃるんですけど数十億規模になるんだと思うんですけど、概算でどのくらいというのは、全然まだないんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

再質問にお答えいたします。

現在のところは先ほど申しましたとおり、ヒアリング等を調査しながらですね、どのような規模が必要であるかとか、計画するという段階でございますので、また概算事業費として、どのくらいの事業費がなるかというところは出ておりません。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

では、その決定はいつごろになるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

現在ヒアリング調査をやっている、何度も申しますけれども、立ち上げになりますので、それがある程度煮詰まった段階で、また、あと地域の方とか、議会の方にも報告しながらですね、その規模がどのようになるかという固まった段階での報告というふうになってきます。なので今のところはまだ時期的にですねどうなるかというところまではちょっと示すことはできません。よろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

いつも財政が厳しいので、精査して決めていくっていうのと、やっぱりこれすごく矛盾するんじゃないかなと思って仕方がありません。この辺りも、もういつも齟齬といいますか、ずっと平行線なんで、また町の方とかとお話しながら、提案していくしかないなと思いました。

仮定の話ですけど、次、町長がまたこの立場になられるのであれば、給食費無償化とか、図書館の書籍購入費が年々減ってます。微妙にですけど。そういう教育費や、例えば、会計年度職員の4月遡及、いわゆるもう44%ぐらい職員の中で、会計年度職員、ほぼ同じお仕事されてる同僚の方に、4月遡及の賃金、人事院勧告の賃金アップはできてません。そして、先ほどお話ましたが、介護職の人たちのお給料も本当に低いです。お金がなくて、ない、ない、ない、ないと言いながら、大きなところにはサクサク決まっていて、こういう本当に町にとって大事なんではないかと、私は賃金アップなどして、とにかく土庄町は人を大事にする自治体なんだと、人に投資をしてほしい土庄町政にしていただきたいと切に願います。

以上で私の質問を終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は10時55分を予定しておりますので、よ

ろしくお願ひいたします。

休憩 午前 10 時 45 分

再開 午前 10 時 55 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

9 番、日本共産党の福本耕太です。日本共産党を代表いたしまして質問をいたします。

まず 1 つ目は、会計年度任用職員の 4 月遡及について質問をしたいと思います。

04 年 185 人、6 万 3000 円。これ月額の正規の職員のね、失礼しました、会計年度任用職員の月額の職員の支払うべき金額が、185 人それから 6 万 3000 円円という金額になっています。

一方で、日額月給職員については、36 人 1 万 4000 円ということで、これが 04 年度には支払われていない。あわせて 05 年度も確認しますと、支払っていないということで、合わせますとですね 04 年 05 年で 185 人の月額職員については、12 万 6000 円の不払いが起きていると。また、36 人の日額の方について

は2万4000円の不払いが起きているという問題が土庄町に今あります。

まず、初めにお伺いしたいんですけども、私はこれはきちんと年度職員に支払うべきだというふうに考えているんですけども現時点において、町長はどのようにお考えかということについて答弁を求めることがあります。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

福本議員からは、令和6年12月定例議会でも今回と同様の質問をいただいており、その際にもお答えいたしましたとおり、総務省からは「会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、」との通知があるとともに、また別の通知で、「普通交付税で財源措置をする」との通知がございました。

ところが、この財源措置につきましては、令和6年度、昨年度の例で申し上げますと、正規職員と会計年度任用職員の区別を設けず、両方の給与改定費として4245万円が措置されただけで、土庄町において、実際に正規職員と会計年度任用職員両方の給与改定と4月遡及を実施した場合における所要額5200万円余には、1000万円も不足するものでございました。今年度に至っては、現段階で財源措置の金額を確認できるものはございません。

こうしたことから、本町におきましては、財政状況や職務の性質等に鑑み、地方公共団体の裁量として、会計年度任用職員の給与改定を令和7年4月からとしたものでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。では、具体的ですね、質問しながらお聞きしたいと思うんですけど、町長にお伺いしたいんですけども、この4月遡及というのはですね、一体どういうお金だというふうに認識をされてるのか、町長の言葉で答弁を求めることがあります。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。福本議員のご質問にお答えします。

4月遡及は、言葉のとおり4月に遡ってというような意味であると思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君

○9番（福本耕太君）

はい。何を4月に遡って払わないといけない。で、そのお金ってどういう意味を持っているのかっていうことを説明してほしいと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。人事院勧告にて引き上げられた給料を、その時点から4月に遡ってお支払いするというような認識でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

人事院勧告によって引き上げられたのはどうして引き上げられたのか、という点についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。民間と公務員との差額を計算した後に、その計算上、給料を引き上げるための、人事院勧告、すみません。その差額を公務員に当てはめるような形を取ったものだと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

ああ、そういうふうに認識されてたんですね。根本的なところが間違ってるんですね。だから、お金が出なかつたんだなというのは、いま、よくわかりました。

きちんと説明をしたいと思います。今ここに総務省からの資料があります。

これに基づいてお話をしたいんですけども、総務省が通知している、この公務員の給与改定等に関する取り扱いについての書類なんんですけど。

これ、今年の11月11日に、高橋克法総務副大臣から各県知事や市町村、県議会議長、市議会議長等に人事委員会等に通達された文章なんですけども、この予算措置を行っていることについて、先ほど総務課長言われたように、正規職員と同様に年度職員の分を上げなさいということを言うてるんですけど。

これね、どうしてこんなことが行われるかと民間と公務員との差額を埋めるというものではなくてですね、物価が上がっていますよね。で、賃金はそのままなんですね。この物価上昇に伴う賃金が上がってない状況のことを、実質

賃金の低下と言います。今、経済学の用語で。で、実質の賃金が上がっていな。物価の高騰に追いついていない分を補填しなければならないから、つまり賃金が下がっている部分について、実質賃金が下がっている部分について、物価高騰に追いつかせるために、賃金の適正化を行ってくださいということが、この文章の中で書かれております。

この文章を読みましたら、どこにもね民間の企業と公務員の賃金の均一化を図って、均等化を図ってくださいって書いてないんですよ。下がっている賃金下がっている実質賃金の適正化という言葉が各所で出てきます。そこがちょっと岡野町長、誤解されていると思うんですけど、単なる賃上げとは違うんです。賃金の不足分の補填なんです。適正化なんです。

今お話をされた内容をご理解いただけたでしょうか、まずちょっと確認したいんですけどいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

人事院または人事委員会の給与改定の調査方法としましては、民間企業との格差を調査して、公務員の給与を4月に遡って、いくらにするというようなことでの勧告が出ておりますので、岡野町長が申した答弁に誤りはございません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。民間の賃金との格差ということについて、この間、一貫して政府は言ってきたんですけども、物価高騰いわゆるデフレからの脱却ということで、誰の目から見ても今物価が上がっていますよね。

それに対して、実質賃金が下がっているという認識を政府自身も持っている。そこに対して元岸田首相自身もこの賃上げをしなければならないということをおっしゃいました。

民間企業に対しては経団連に対して努力義務を課すと。課すというか努力して賃上げをしてくださいということを言ったんですね。

これ、物価高騰に対しての実質賃金が下がってるから、賃上げを経団連に対してやってくださいと、努力してくださいという言い方をしたんです。そこを基準にして、公務員に対しても当てはめてるわけですよ。

前提としては、もっとわかりやすく言うと物価が上がりすぎて生活ができへんと。これでは、国民の暮らしが回っていかないし、経済も回っていかないし、政府が言うような経済の立て直しだとか経済成長というのは有り得ないと。だから、物価の上昇というのは成功したけども、それに合わせて賃金を上げてい

かないといけないということが大前提にあるんですよ。

ですから、この言葉の中でも適正化という言葉が使われております。ですので、今までのね、ただ単なる民間企業に合わせるといった、そういう単純なレベルの話ではないんです。実質上、皆さんも感じておられると思うんですけど、ほんまに物の値段が上がっていると思います。もう倍ぐらい食べ物やったら倍ぐらい上がっていると思います、物によっては。

そういう状況で、その経済をどう立て直していくかというところが、土台にあつた上での話になりますから、そこは理解している、共通認識として持つていただけるかどうかをご確認したいと思います。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

お答えいたします。

実質賃金が下がっているということにつきましては、報道でも承知しておりますし、そこの認識において、福本議員と差異はございません。

人事院勧告の制度としまして、民間との準拠というようなことで、行われているということを説明したわけでございまして、その認識として実質賃金が下がっているというところは、福本議員と差異はございませんので、申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

よかったです。実質賃金が下がってるというところは差異はないとおっしゃった。

つまりね、この中のこの文章の中でも、先ほど適正化っていう言葉言いましたけど、賃金を適正化してくださいっていうことは、その物価上昇に伴う賃金の引き上げということが前提になっているわけなんですよ。

で、そっから見ればですね、会計年度任用職員の人達だって、正規の人達だって生活が厳しくなって苦しくなっているわけです。もちろん民間もそうですけども。だから、きちんと適正化をしないといけないという話になっているということが前提だと思うんです。

まず、ちょっとね考え方として、このまま放置したらどうなるのか。実質賃金が下がっている状況で賃上げを行わなければ、政府の言っている経済成長はあり得るのかどうか。これ経済全体を、土庄町の地域経済全体を見たときに、町長がどう考えるのかについて認識をお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

4月遡及の部分と、また質問の方がずれていると思いますが、そのようなところちょっとお答え願います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

どこがずれているのかわからんのですけど。

私から言わしてみたら、4月遡及を行わなかったら、ね、実質賃金が下がったままになっていて、で、働いている人たち、年度職員の人たちの所得が減るわけで、これが結局は可処分所得を減らして、地域経済を衰退させていくということになるから、町長の立場として、経済を底上げしていくためには、きちんと払うべき賃金を払っていくと。

そのために、国の方もこの文章の中で、通達を出して正規職員と同様に、会計年度任用職員の賃上げというか、適正化ですね、適正化を行ってくださいねっていうことも言うてますし。それからお金も出していると。先ほど聞いた金額は、それ以上十分ではないというふうにおっしゃったんだけども、十分ではない、あるかないかということは、これは国に対してね、きちんと十分なお金出してくださいというのは、町長の責任やと思います。それは、職員の責任ではなくて、それは言うべきことだと思うんですけども、でも事実上をきちんと支払わなければ、そういう実質賃金の低下というものを適正化することができないという面から言えば、それは払わんといかんじやないですかと。

これ別に話ずれた話ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。福本議員のご質問にお答えします。

先ほどの総務課長の答弁にあったとおり、7年4月からの給料に対しては、会計年度の賃上げを行っておりますので、そこがすべて影響するという部分には、福本議員のご質問に対しての私が答弁することによっては、先ほど聞いたように当てはまらないと思っております。

それとですね、会計年度それも総務課長がお伝えしたとおり、國の方から普通交付税として措置されるという部分が、全然事足りておりません。そのようなところも鑑みて、このような措置をとっていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

05年度の、令和7年とおっしゃったね、05年度ですね、ごめんなさい2025年ですよね、2025年度の4月遡及してないですよね。しています。しないでしょ。しないんですよ。

だから、令和7年度の4月遡及については、やってるって今おっしゃった。違う。いや、やってないと思うんですけど。

もう1回話を戻しますけど、昨年度の4月遡及と今年度の4月遡及を、きちんと両方ともやってほしいという、やるべきやということを主張を私はしてるんですけど、今年の分は、いま町長のお話だったら、やってるというふうに認識されてるように聞こえたんですけど、違います。

○議長（濱野良一君）

時間止めてください。ちょっと一度整理して。

よろしいですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

福本議員とのちょっとずれがあるのは、7年度4月より賃上げを行っています。遡及とは、私は返答しておりませんが、そのようなところでご理解いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

賃上げっていうのは、ボーナスとか、給料そのものの引き上げではなくって、ボーナスではないかと思うんです。

というのは。ああ、給料も入っている。

ここでは、令和7年の11月11日に来ているこれについては、どういう話どういう理解なんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど遡及の話と通常の年度ごとの年度の給与改正が、ちょっと混ざっているような気がいたしますけれども、今お答えしていますのは、昨年度、令和6年度に関しましては、遡及はしておりません。

ただ、令和7年度になりますと、会計年度任用職員の給料はベースアップしております。7年の4月1日から改正をしております。

ただ、7年度入りまして今現在ですね、4月遡及については、今のところしておりませんというようなことでございます。よろしいですか。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

令和7年に入ってから賃上げが行われていることで、だけど令和6年に関しては、賃上げが行われなかった部分については払われてないということですね。

うん。そう。そうではない。

ほんならちょっと時間もあるので、ちょっと支払われていない金額が残っているかどうかについて、先ほど私が言った金額もそうしたら変わってくると思うんですけど、その部分だけあるかどうかを聞きたいと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

全部ではございませんけれどもまとめて申し上げますと、会計年度職員の給与改善、すなわち、ベースアップですね。それと手当の支給、最近の例で言いますと、期末手当に加えて新たに勤勉手当を出す、そのような処遇改善は、その都度、土庄町においても行っております。毎年行っております。

ただし、4月に遡及して、4月に正規職員と同様に4月に遡及して、4月からそのベースアップをしますよというようなところまでは、十分な財源がないので行っておりません。

今年の例で言えば、8年の4月から、ベースアップを行うというようなのが、今の状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

金額が上がった時点からは、変えているってことですよね。そういう意味では。だけど、上がる前の分は払ってませんよってことですよね。それはそれで合ってますよね。

すみません、ちょっと行き違いがあったと思うんです。僕が言っているのは、その金額が上がる前の部分についての話なんで、ごめんなさい、ちょっと行き違いがあったと思います。

そうなると金額が変わってくるとは思うんですけども、その部分について、さっき去年だったら6万3000円上限の、この分については払われてないという

理解で正しいわけですね、これについてはやっぱりきちんと払うべきじゃないかというふうに思います。

今んところ払う予定はないというふうにおっしゃったんで、ちゃんと払ってほしいと思うんですけど。

ちょっと角度を変えて質問したいと思うんですけども、この文章のね、内容によつたら、正規の職員と同様に会計年度任用職員にも支払うように書かれているというところでですね。今、岡野町長は、正規の職員にはきちんと4月遅及行っているんです。当然ですけどもしないといけないことなんで、だけど会計年度任用職員については先ほど言われたように、4月にさかのぼって払ってない分のお金があるんですよ。

僕はこれはね、差別に当たると思っております。ほんと、これね差別に当たると認識しているかどうかっていうのは、それぞれ違うと思うんで、ここちょっと確認したいと思うんですけど、岡野町長はこれ自分で差別やと思っているか思っていないかについて、答弁を求めたいと思います。

正規職員と会計年度職員で、差別が生まれているというふうに私は思ってるんですけど、岡野町長はどう思っているんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。差別であるというような認識はございません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。そういうふうにお答えになると思いました。

差別ではないというふうに認識しているというふうにおっしゃったんですけども、じゃあ差別って一体何なのか。

これね国際基準というのが、定義があるんです。国際基準の定義に基づいて、日本にも同じ定義がございますけれども、その定義っていうのはどういう定義になってるかご存じでしょうか。もし知つたらちょっとお答え願いたいと思います。今すぐ出てこなければ、私が言いますんで。

○議長（濱野良一君）

お答えください。

○9番（福本耕太君）

特定の集団だったりとか属性を持つ個人に対して、属性を理由に不当に異なる扱いを行うことというのが、国際社会における差別の定義です。

具体的に内閣府の資料を見ますと、合理的な理由なくあるものを他のものよ

りも低く扱う行為を指すというふうになっております。

この定義についてお尋ねしたいと思うんですけど、岡野町長は、会計年度任用職員は正規の職員とは異なって、土庄町の職員ではないというふうにお考えでおられるのでしょうか。

それとも同じ職員だというふうに考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の職員として認識しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。同じ土庄町の職員というふうに認識してるので、いまおっしゃられました。

だったら、同じ職員なんですから、年度職員をその属性や、年度職員という属性によって区別して除外して不当な扱いをすることは、これは明確な差別だというふうに思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

福本議員のおっしゃることも理解できますが、現状、総務課長からお伝えしたとおり、国の方からすべての交付税措置としての金額がわれわれの方に支給されたわけではございません。

そのようなところから、これからですね県、それから国にですね、すべての土庄町が雇い入れた職員に対しての交付税措置を行うよう投げかけていきます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

いま国からお金が來てるかどうかという話はしてないんですよ。

あのね、行政として、差別をやっていいかどうかという問題です。人権学習とか学校とかでもしてると思うんですよね。各小学校とか中学校で働いてる職員さんの中にも会計年度任用職員さんがおられて、その会計年度任用職員さんにも、子どもたちとか家族がいるわけですよね。そういう人たちのところ、手

元にきちんと賃金がいってないということが大きな問題であって、その前提にその中にですね、差別が起きているということが、国がどうこうとかお金が来てるとかっていう話じゃなくって、差別を前提に、賃金の支払い、正規職員がきちんと払われている、それから会計年度任用職員さんには払われていないという現状があることに対して、私はこれはすごく深刻な問題だというふうに思っているんです。

で、町長は差別してるつもりはないというふうにおっしゃった。差別してる認識はないと認識してるのは自由なんです、それは。

だけど、実在している、実存している問題というのは、これは先ほどの国連の定義に照らしても、内閣府の定義に照らしても、やはり明確な差別なんです。実在するもの。

今、国に対して求めていくというふうにおっしゃったんだけども、実在している差別をなくすためには、まずはきちんとお金を払っていくと。払っていない4月遡及分についてお金をきちんと払っていった上で国に対して、私たちは国の通達に基づいて、会計年度任用職員さんにもお金を払っているんだから、だからお金をちゃんと出してくださいということを、町長として言うしていくのが、差別をなくしていく行政になるんじやないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問に再度お答えします。

福本議員のおっしゃることは理解できますが、現状の措置の方法といたしまして、会計年度の職制等々を鑑みた上での判断でございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今、町長ね。差別の定義について自分自身は、差別はしていないとおっしゃったなんだけども、それに対してこうこうこういう定義に基づいて、自分は差別はしていないというふうにはおっしゃられなかった。

つまり、今起きている、土庄町で起きている、正規職員と非正規との間にある差別の問題については否定をされなかつたということです。

○議長（濱野良一君）

福本議員、それは差別問題と遡及とはちょっと違うので、言葉尻はちゃんとお伝え願えたらと。

○9番（福本耕太君）

あなたの意見聞いてないんですよ。いま私、町長と討論してるんです。

おだまりください。

○議長（濱野良一君）

ちょっと待ってください。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 37 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

大変失礼しました。

再開いたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

整理して申し上げますけれども、私は岡野町長に差別主義者だとか、そういうことを言うたつもりは全くありません。で、差別しているつもりはないと先

ほどおっしゃったし、私、そういうのは当然そういうふうにおっしゃると思つていました。

事実として、正規の職員と会計年度任用職員との間には、4月遡及が行われている、行われていないと。もっと言うたら、185の方に6万3千円払われていない、36の方に1万4千円払われてない、という現状があるということを踏まえて、この格差っていうのは、国連の定義に基づいたら差別に当たるんですから、認識されていないのであれば早いことこれを埋めていただいて、この事実としての差別を解消していただくことが大事なんじゃないかなと、そういう意味で提案をしております。

ですので、個人の差別主義とかではなくて、現状として事実として、実情として差別が起きている状況があるんで解消していくべきじゃないかということを述べました。

○議長（濱野良一君）

今のちょっとストップ。

○議長（濱野良一君）

再開します。

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今も述べましたように、正職と非正規の間にそういう補填の差があるというのは、事実上差別になるというふうに、私考えておりますので、そういう部分の差別を解消していく上でもきちんと遡及を行っていただきたい、不払いの賃金については払っていただきたいということを述べてこの質問については終わりります。

次の質問に入りたいと思います。

前回9月に質問もしましたけども、0歳から2歳までの保育料の全額無償化ということを提案いたしましたら、町の方でもやりますという答弁返ってきました。いつからそれをやるのかというのを、具体的なスキームをお答え願えたらと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

9月議会でお答えしたとおり、認定保育所、それから公立こども園についての0から2歳の保育料の負担軽減については、現在、予算編成の期間でございます。その中に挙げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。来年、選挙がありますからどうなるかわからないんですけども、予定としては来年度の当初予算の中に入れる予定というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。計上しておりますので、今予算審議中でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思います。

路線バスの定期購入に対する補助ということで挙げさせていただいているんですけども、具体的に申しますとですね、これから都会からですね、お父さんお母さんの介護も含めて、子育て中の若いご夫婦とか親子が戻ってくる、夫婦に限らずですけど親子持ってくる場合があると思います。

その時に都会の場合については、交通インフラが発達しているので車の免許を持つ必要がないという状況がかなりあります。

事情があってやっぱり島に戻ってこられる方に対して、子どもを保育園に送り迎えするときのですね、交通手段がないというのが非常に大きな問題になってくるんではないか、現状としてもあるというふうにお聞きしているんですけども。その時に今の状況ですと、お母さんお父さんが定期を購入して一般定期ですね、1ヶ月1万8千円の定期を購入していくかいけないというふうになつてますので、それではやっぱりちょっと、かなり生活に響くと思いますし、子育て支援の対策として、定期の購入補助を出すとかですね、それから小学校に行くバスに同乗するとか、何かの形で保育園に子どもたちを、送り届けることができるような仕組みを作っていくことが大事なんじゃないかと思うんですけど、1つの例としてですね、定期の補助ということ言いましたけども、町として何か考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

本町で、路線バスを利用して通園をしている方は、現在のところ1名であります。この方につきましては、近くのこども園に通うことを勧めるなど、個別に対応させていただいております。

また、福本議員から実例として通告書に書いておられる方につきましては、最近移住してこられた方で、まだ保育所・こども園を利用することになるかどうか、決まっておりません。

こうしたことから、現在のところは、こども園等への通園にかかるバス代の定期券購入補助につきましては、検討しておりませんが、土庄町への引っ越しを検討される方、この方たちに対しましては、われわれ教育総務課は、真摯に対応させていただいております。

こども園等の所在や通園方法など、丁寧に説明をしてまいりました。さまざまなご家庭の事情があると思われますので、まずは丁寧に個別対応していかせていただきまして、必要に応じて通園支援の検討もしてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。丁寧に個別支援をしていこうと考えているというふうにおっしゃったんですけど、具体的ですね、その当事者からしたら、小学生がバスに乗って学校に行くのに、同乗させてほしいとか、そういういろんな意見もお聞きされてると思うんですけど、今、いくつか考えられてる中で、こういう方法あるんじゃないかなというのがあれば、お聞かせ願いたいと。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員の再質問にお答えさせていただきます。

スクールバスへの同乗といいますのは、過去に実例がございます。

あと、現在滝宮方面へのスクールバス、ミニスクール号ございまして、こちらの方が、役場の方に7時半に帰ってくる状態でございます。そのあと、例えば通園支援、そういうことも1つ考えられることだと思います。

また、福本議員のご提案の通園のバス代の補助、これらも1つの案ではないかとそのように感じております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

今後若い方が、こどもを連れて戻って来られたときに、こういうことがスムーズに進むように、さまざまな方法で対処対応していただけたらというふうに思います。車の免許を持たない人ってのは、結構都会にいるという認識を持つといて欲しいなというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、4つ目は、公共施設の再利用についてということで、これまで質問をしてきましたけども、使わなくなった施設ですね小学校の建物であるとか、いろんな施設を民間に貸し出す際の公平性、それから公共性を担保していく上で、私は2つのことを、大きく分けてですね、2つのことをご提案させていただきました。

1つは公共性の担保としては、地域住民による利用を最優先するという点と、それから医療や福祉など公共性の高い事業を優先することを、提案してきました。

もう1つは、そういうことがクリアされてですね、営利目的の一般民間企業に貸し出す場合についての話なんんですけども、それでも公平性を担保するためにですね、民間企業同士の公平性の担保ですね、をするために、一定期間の公募期間を設けること、それから、利用料金や契約内容について、恣意的に個人の関与ができないようにね、そういうガラス張りの仕組みにしていくということを提案してきたんですけども具体的にはどのように進められてきたか。進捗状況等を答弁していただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

　総務課長　濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、公共施設の再利用、いわゆる貸付や売却について、町としてどのような募集、契約の方法をとるかを明確にするため、令和7年4月に「土庄町公有財産貸付要綱」及び「土庄町普通財産の売払いに関する要綱」を整備しました。これにより貸付にしろ、売却にしろ、原則として一般競争入札または公募により、広く希望者を募ることとしております。

そのうえで、問1の質問につきましては、一般競争入札または公募に至る前に、必要に応じて地域住民や施設利用者のご意見を伺い、あるいは優先すべき公共性への検討を行い、貸付や売却の際には、それらを考慮した制限や付帯条件を設けるなどしてまいりたいと考えております。

続いて、問2の質問につきましては、①の一定期間の公募期間を設けることに関しては、先に挙げたとおり、一般競争入札または公募を原則として、一定の期間を設けております。

また、利用料金や契約内容の恣意的関与を排除することについて、利用料金

については、「土庄町行政財産の使用料に関する条例」に基づき算定しており、ここに恣意的関与は生じません。また契約内容に関しましても、契約書は標準条項を参照して作成しており、個別条項の恣意性を排除しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

いま、1つ目の地域住民による利用を優先すること、それから医療福祉など公共性の高い事業を優先することということについては、今やっているというふうに答弁がありました。

具体的にはそういう、何か規約とか文章によって明示されているのか、それともただなる内部での話なのか、言うたら、来た人が見られるようになっていいのか、ていうのを1つお答えいただきたいのと、もう1つは、公募についてはやりますと、そのままやりますという話だったんですけど、利用の料金とか契約内容についてっていうのは、契約していない人も、それを見ることができるんかどうかですね、それについては、今どうなってるのか、例えば今貸し出している施設は、いくつかあると思うんですけど、そこの契約内容を一般住民が見ることができるんかどうか。見ることができるとしたら、見ることはできることはできないんだったら見ることができるようにするかどうかっていう点についてお答え願いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目の、地域住民であるとか施設利用者がその条項なり見ることができるかということでございますけれども、特に文面として書かれているところはございませんので、運用上でそういうような取り組みをやっていくというところでございます。

また、そのほか、契約書等は見られるのかということでございますけれども、情報公開等の方法がありますので、町民であるというところがあるとは思うんですけれども、情報公開を請求していただければ、契約状況が閲覧することができるござります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

これから公共施設の再利用については、さまざまなもの出てくると思うん

ですけども、やる場合にですね、住民の間で摩擦が起きないような仕組みってのは非常に細かいことをやっぱ決めていく必要があると思うんですけど、さっきちょっと情報公開請求せんとあかんという話については、これはちょっと情報公開請求しなくてもできるような仕組みにして欲しいということを申し述べまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第15号）

○議長（濱野良一君）

日程第3、議案第1号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第2号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第3号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第4号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第7、議案第5号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第8、議案第6号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第9、議案第7号 土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

議案第7号について、土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての反対討論を行います。

本議案は、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町の認可事業である乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の設置基準を条例に定めるものです。孤立する子育ての不安に応え、親の就労にかかわらず、すべての子どもの育ちを応援するという理念は、全面的に同意いたします。

しかし、この制度の内容は、あまりにも保育現場の実態を無視し、子どもの命と安全を守る上で大きな懸念があります。

以下、反対の理由を2点述べます。

1点目は、子どもの命と安全を守る上で大きな懸念があることです。

「こども誰でも通園制度」の利用は事業者との直接契約です。預ける園、曜日、時間を決めて、定期的に利用する方式ではなく、スマートフォンのアプリで空き状況を見て、その都度空いている園、時間にスマホから直接申し込む方式が考えられています。政府は、柔軟に、簡単に、タイムリーに予約できることを新制度の利点として押し出し、できるだけ利便性を高めたシステムにするとしています。空きがあれば直前の予約も可能で、全国どの事業所にも予約ができます。市区町村が事業認可しますが、認可基準は緩く、必要な保育従事者のうち、保育士は半分でよいとされています。乳幼児を事前の面談なし、保育士資格のない人が見ることが可能な仕組みです。直前の予約も可能という制度のもとでは、アレルギーや発達状況など、必要な情報が把握されず、命に関わる事故が起きかねません。

保育所における死亡事故の発生は、0歳から2歳児。預け始めの時期が最も多

いにもかかわらず、ゆるい基準での認可が可能です。近年広がりを見せているスポットワーク、いわゆる隙間バイトによる従事者の雇用も懸念され、子どもの安全が保てるのかが強く危惧されています。

2点目は、子どもの成長過程に応じた保育の専門性、重要性を軽視している点です。

保育園、幼稚園は、子どもが初めて社会生活を体験する場所であり、成長過程に応じた発達を保障するための場です。

だからこそ、保育士の皆さんには、子どもたちの特性や特徴を踏まえ、最善の保育が子どもたちに行われるようその専門性を發揮し、子どもとの安定的、継続的な関わりを重視していますが、当該制度で安定的、継続的な関わりの構築ができるのかが疑問が残ります。

また、人見知りの時期の乳幼児を事前面談もなく、単発的に数時間預けることは、子どもにとって大きなストレスであり、通常保育児への影響も懸念されます。

実際に、千葉市が今年5月にまとめた、令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業検証結果報告書では、保育従事者の声として、通常保育へのよい影響があったは16.7%に対し、悪い影響があったとの回答が50%を占めており、自由記述では、初めての環境に泣く利用児童が多く、通常保育も落ち着くまでに時間がかかる。利用児童の泣き声で在園児の食事や活動に支障が生じる。慣れずに、泣き続ける子が多く、心身の負担が大きいなどと報告されています。

子どもの育ちを支援するという言葉とは裏腹に、子どもたちに負担を強いるものとなっているのではないでしょうか。

自治体によって、それぞれの施策によりさまざまな工夫がされることはある一方で、親の就労にかかわらず、すべての子どもの育ちを支援するというならば、親がどれだけ働いているかで、対象を絞る保育の必要性の要件を見直して、希望するすべての子どもたちに、質の確保された保育園を保証できるようにするべきだと考えます。

そのためには、保育士の待遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することで、誰でも通園の土台をつくることを土庄町として国に求めていくよう要望し、反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（濱野良一君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

議案7号に関しましては、委員会におきまして可決すべきものと決しており

ます。

以上の理由から賛成討論といたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

賛成多数であります。起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第10、議案第8号 令和7年度土庄町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第11、議案第9号 令和7年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(濱野良一君)

日程第12、議案第10号 令和7年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(濱野良一君)

日程第13、議案第11号 令和7年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第14、議案第12号 令和7年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第15、議案第13号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第16、議案第14号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第17、議案第15号 土庄町過疎地域持続的発展計画について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 18、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。配布しておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和7年12月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 0 時 05 分

地方自治法第123条第2項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（福本達雄）

同議員（福本耕太）